

在宅医療における県内の現状について

(1) 訪問診療・往診

表 1 訪問診療件数、訪問診療を実施する病院・診療所数

- 人口 10 万人あたりの本県の訪問診療件数は 5,224.3 件（前回 4,851.0 件）です。
- 人口 10 万人あたりの本県の訪問診療を実施している病院・診療所数は 23.9 施設（前回 24.2 施設）です。

表 2 在宅療養支援施設数

- 人口 10 万人あたりの本県の在宅療養支援診療所数は、9.6 施設（前回 9.6 施設）です。
- 人口 10 万人あたりの本県の在宅療養支援病院数は 0.7 施設（前回 0.6 施設）です。

(2) 訪問看護

表 3 訪問看護ステーション数

表 4 訪問看護ステーションの職種別従事者数

- 人口 10 万人あたりの本県の訪問看護ステーション数は 8.6 か所です。

表 5 訪問看護提供件数

表 6 医療保険による訪問看護利用者数

表 7 介護保険による訪問看護利用者数

表 8 訪問看護ステーション数と緊急時訪問加算等の届出状況

表 9 訪問看護ステーション数

- 人口 10 万人あたりの本県の医療保険による訪問看護提供件数は 389.4 件／年（前回 308.1 件／年）です。
- 人口 10 万人あたりの本県の医療保険による訪問看護利用者数は 55.3 人／月（前回 49.73 人／月）です。小児の本県の訪問看護利用者数は 29.6 人／月（前回 17.99 人／月）です。
- 人口 10 万人あたりの本県の介護保険による訪問看護利用者数、介護予防訪問看護利用者数はそれぞれ 0.42 千人／年、0.06 千人／年です。
- 訪問看護ステーションは、161 事業所（前回 159 事業所）を指定しており、人口 1 万人あたりの事業所数は 0.9 施設（前回 0.9 施設）となっています。また、緊急時訪問看護加算届出施設は 145 事業所（前回 142 事業所）で、人口 1 万人あたりの事業所数は 0.8 施設（前回 0.8 施設）となっています。

(3) 訪問歯科診療

表 10 在宅療養支援歯科診療所数

表 11 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所

表 12 歯科訪問診療を実施している診療所数

- 人口 10 万人あたりの本県の在宅療養支援歯科診療所数は 6.4 か所（前回 5.1 か所）です。
- 人口 10 万人あたりの本県のかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所数は 6.2 か所です。
- 人口 10 万人あたりの本県の歯科訪問診療を実施している診療所数は 9.6 か所です。

(4) 訪問薬剤管理指導・訪問リハビリテーション・訪問栄養食事指導

- | |
|-------------------------|
| 表 13 訪問薬剤管理指導の届出がある薬局数 |
| 表 14 在宅療養管理指導を算定している薬局数 |
| 表 15 訪問リハビリテーション事業所数 |
| 表 16 訪問リハビリテーション利用者数 |
| 表 17 在宅リハビリテーション提供件数 |

- 訪問薬剤管理指導の届出がある薬局数は県内に 746 施設あり、人口 1 万人あたりの訪問薬剤管理指導の届出がある薬局数は 4.1 か所です。
- 本県の在宅療養管理指導を算定している薬局数は 354 施設（前回 272 施設）です。
- 人口 10 万人あたりの本県の訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーションの利用者数はそれぞれ 143.8 人、33.2 人です。
- 平成 30（2018）年 8 月現在の医療ネットみえにおける在宅患者訪問栄養食事指導に対応できる医療機関数は 31 施設（前回 34 施設）ですが、平成 28（2016）年度の NDB によると、県内の訪問栄養食事指導料の算定件数はほとんどない状況です。

(5) 入退院支援

- | |
|------------------------------------|
| 表 18 退院時共同指導件数、退院時共同指導を実施している医療機関数 |
|------------------------------------|

- 人口 10 万人あたりの本県の退院時共同指導の件数は 12.3 件（前回 12.4 件）です。医療機関数は 0.87 施設（前回 1.35 施設）です。

(6) 急変時対応

- | |
|----------------------------------|
| 表 19 短期入所サービスの事業所数・利用者数 |
| 表 20 短期入所サービス（ショートステイ）の事業所数・利用者数 |

- 人口 10 万人あたりの本県の短期入所生活介護事業所数と短期入所療養介護事業所数は、それぞれ 12.6 か所、4.9 か所です。
- 人口 1 万人あたりの短期入所サービス利用者数は、短期入所生活介護および短期入所療養介護はそれぞれ 33.6 人／月、4.7 人／月です。

(7) 看取り

表 21 在宅ターミナルケアを受けた患者数・在宅看取り数

表 22 在宅看取りを実施している医療機関数

表 23 平成 28 年と平成 22 年の在宅死亡者数の比較

- 本県の人口 10 万人あたりの在宅ターミナルケアを受けた患者数は 71.7 人（前回 64.2 人）です。
- 本県の人口 10 万人あたりの在宅看取り数は 76.9 人です。
- 在宅看取りを実施している医療機関数は 172 施設（前回 155 施設）あり、本県の人口 10 万人あたりの施設数は 9.3 施設（前回 8.4 施設）です。
- 平成 28 (2016) 年度における本県の在宅（自宅、老人ホーム）死亡者割合は 20.9%で、平成 22 (2010) 年度と同調査 17.6%と比べて増加しています。